

## 第12 情報提供

住民投票により住民の意思を確認するためには、住民投票についての関心を高めるとともに、様々な情報から判断し、投票することができる環境を整える必要がある。

住民投票の投票判断に必要となる情報提供については、市による情報提供を行う必要があると考えられる。市は、住民投票に付される事案について、一般的には最も情報を有していると考えられる。

一方、市と住民との間での対立が生じている場面においては、市からの情報提供を極力控えることが望ましいとの考えもある。また、住民投票における中立性を守る観点から、市が情報提供を行わないという整理も考えられる。

住民が自らの判断に基づき投票するためには、十分な情報が得られることが必要不可欠であると考えられる。特に、市からの情報提供については、大きな役割を果たすものと考えられる。この場合、住民投票に関する争点や論点については、公平かつ中立であることが求められる。

### 検討内容

- 1 投票の際の賛否の判断材料となる情報提供
- 2 投票日、投票所、投票方法等についての情報提供

### 論点整理

常設型の住民投票制度を設けている他市町村の例では、おおむね自治体が情報提供を行うことについて規定している。この場合、「積極的な情報提供を行うこと」、「賛否両論の意見を公平に扱うこと」を原則としている例が多い。情報提供の手法としては、市広報、ホームページ等を用いている。

#### 1 投票の際の賛否の判断材料となる情報提供

市は、事業計画や予算関係資料といった対象事案に関する判断を行うために必要な情報について、公平性、中立性に十分留意しながら、積極的に公開する必要があると考えられる。

住民は、投票の際の賛否の判断材料となる情報について、新聞等の情報や住民投票運動をしている団体からのパンフレット等により入手するものと考えられる。また、公開討論会やシンポジウムが開催された場合については、これらを通じて情報を得ることになる。そのほかに、市からの情報提供についても必要であると考えられる。

選挙においては選挙公報が発行されているが、住民投票においても住民に対する情報提供手段として住民投票公報を発行することが考えられる。しかし、賛否に関する情報を掲載する場合、どのような方法により内容を選別するのかといった課題も考えられる。

また、住民投票公報ではなく、チラシ、インターネット等を利用した別の手法により周知することも考えられる。

これらの情報提供については、基本的には市長が行うことになると考えられるが、事務の一部については、効率性及び中立性の観点から、選挙管理委員会に委任することも考えられる。

**【想定される手法】**

選挙公報と同様の住民投票広報による情報提供  
広報とまこまい、ホームページへの記事の掲載

- ・ 請求や発議、内容の趣旨
- ・ 争点事項及びそれに関連する資料
- ・ 事業計画案、事業予算案、代替案、賛否両方の意見

啓発チラシの作成

公開討論会、シンポジウム等の開催

2 投票日、投票所、投票方法等についての情報提供

公職選挙法第6条では、選挙に関する啓発、周知等について、選挙管理委員会に責務を課している。これは、選挙の際における投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知徹底させることが選挙管理機関としての本来の責務であるという考えによるものである。

住民投票に関する具体的な啓発、周知等の方法については、選挙に関する啓発、周知等を参考として実施するものと考えられる。

住民投票が実施される場合には、多くの住民が投票に参加できるよう、投票日、投票所の周知、投票方法等について、積極的に情報提供を行う必要があると考えられる。

投票日、投票所、投票方法等の周知及び投票の啓発については、選挙の場合の啓発と同様の手法が想定されることから、選挙管理委員会に委任することが考えられる。

**【想定される手法】**

啓発チラシの作成

広報車によるアナウンス

横断幕、ポスター、立看板による周知

**参考資料**

- 12-1 情報提供についての他市町村規定例

## 情報提供についての他市町村規定例

## ○ 高浜市住民投票条例（平成14年条例第33号）（抄）

（情報の提供）

第21条 選挙管理委員会は、第13条第2項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の2日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

## ○ 広島市住民投票条例（平成15年条例第2号）（抄）

（情報の提供）

第11条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

## ○ 広島市住民投票条例施行規則（平成15年規則第90号）（抄）

（情報の提供）

第37条 市長は、条例第11条の規定による情報の提供を、広島市の広報紙その他の適切な手段により行わなければならない。

## ○ 我孫子市市民投票条例（平成16年条例第9号）（抄）

（情報の提供）

第9条 市長は、市民投票を実施する際には、投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。

2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。

## ○ 我孫子市市民投票条例施行規則（平成16年規則第25号）（抄）

（情報の提供）

第21条 条例第9条に規定する情報の提供は、広報あびこ及び市ホームページへの掲載その他適当な方法により行う。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ公開討論会の開催その他市民投票に係る情報提供のための施策を行うことができる。

○ 岸和田市住民投票条例（平成17年条例第26号）（抄）

（情報の提供）

第16条 選挙管理委員会は、第9条第2項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の2日前までに、当該住民投票に関する必要な情報を市広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意し、投票結果に影響を与えることのないようにしなければならない。

○ 岸和田市住民投票条例（逐条解説）第16条関係（抜粋）

住民投票における行政の役割、そしてそのトップとしての市長の役割は、まずは賛否に偏らない立場からの情報提供であり、あるいは賛成反対両派が議論を戦わせる土俵作りやその議論を公平に運営する役割に徹すべきだと考えます。

○ 大和市住民投票条例（平成18年条例第1号）（抄）

（情報の提供）

第17条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により提供しなければならない。

2 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。

○ 大和市住民投票条例（逐条解説）第17条関係（抜粋）

・第1項について

情報提供は、争点や論点を明らかにし、的確な判断を促すためには欠かせないものと考えます。実際に多くの情報をもつのは市長であり、選挙管理委員会は自ら情報を持たないため、情報提供は市長が行います。

・第2項について

住民投票の執行者である市長には、中立的な立場が求められます。自ら情報提供をするだけでなく、賛成派、反対派が自由に意見を言える場を設けることなども考えられます。